

要介護・要支援認定の審査判定に係る資料提供依頼方法について

居宅介護支援事業所等による要介護・要支援認定の審査判定に係る資料の提供依頼方法は以下の通りです。
ご不明な点は、介護保険課までお問い合わせください。

<介護保険課の窓口で受け取る場合>

- 1 本人署名又は記名押印をした「要介護・要支援認定の審査判定に係る資料提供依頼書」※¹⁾を被保険者から受け取り、その他の必要事項を記入する。
- 2 窓口またはFAXにて「資料提供依頼書受付票」を川越市介護保険課に提出する。(電話受付不可)
- 3 規定の期日以降※²⁾に、介護保険課の窓口以下に以下の必要書類を持参し、資料提供の依頼をする。

【必要書類】

- (1) 要介護・要支援認定の審査判定に係る資料提供依頼書
- (2) 本人との契約関係又は契約を予定していることが明らかになる書類(契約書等)
- (3) 依頼者の本人証明となる介護支援専門員証や職員証
- (4) 資料提供依頼書受付票の控え

<郵送で受け取る場合>

- 1 本人署名又は記名押印をした「要介護・要支援認定の審査判定に係る資料提供依頼書」※¹⁾を被保険者から受け取り、その他の必要事項を記入する。
- 2 介護保険課に以下の必要書類を郵送する。

【必要書類】

- (1) 要介護・要支援認定の審査判定に係る資料提供依頼書
- (2) 本人との契約関係又は契約を予定していることが明らかになる書類の写し(契約書等)
(事業所名、本人家族の署名捺印のある部分のみで可)
- (3) 依頼者の本人証明となる介護支援専門員証の写し
- (4) 110円分の切手を貼付した返信用封筒

※1) 介護保険課ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

- ※2) ①営業日8時半～12時までに資料提供依頼書受付票を提出した場合：翌営業日8時半以降
②営業日12時～17時15分までに資料提供依頼書受付票を提出した場合：翌営業日13時以降

※本人・家族等による資料提供依頼の方法は異なりますので、介護保険課までお問い合わせください。

<問い合わせ・郵送先>

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3-1
川越市役所 介護保険課 認定担当(本庁舎3階)
電話：049-224-6405
FAX：049-224-5384